

下野市は、様々な広域連携を行い、市民サービスの向上を図っています。  
 第5号では、自治基本条例の第35条「広域連携」をメインテーマとして、前半は身近な消防、下水道、小山広域保健衛生組合、図書館を紹介いたします。後半は、直近で話題になってきているものを中心に紹介いたします。



おとなりの上三川町、壬生町との連携はどうなっているの？

このページではおとなりの上三川町・壬生町との連携を紹介するね。



## 自主的に共通の課題に取り組む1束2町の連携

平成27年4月に下野市・上三川町・壬生町連携会議が設置され、経済、文化及び医療など多くの面で密接に関係する下野市、上三川町及び壬生町が地域振興や定住促進を図るため、共通する行政課題等について意見や情報を交換し、一体となった課題解決策等を検討及び実施することを目的に定期的な会合が行われています。平成28年度は、10月、12月、3月に婚活支援事業を実施いたしました。今後も、共通の課題解決のための連携事業が期待されています。

←3月実施の婚活事業のチラシ

## 広域連携のはじまり～石橋地区消防組合～

前身である救急業務対策協議会が、昭和44年1月に、旧石橋町、壬生町、上三川町、旧国分寺町及び旧南河内村の町村長、議長、消防団長等により構成された会議において発足しました。高度成長期に入り、交通事故が増加したことが理由としてあげられます。次いで、昭和45年6月から石橋消防署、昭和46年5月から国分寺分署、昭和47年5月から南河内分署の業務が始まりました。

その後、平成7年に現消防庁舎の業務開始にあわせ、国分寺分署と南河内分署が石橋消防署へ統合されました。平成22年4月には、高機能消防司令センターが運用開始となり、災害による被害を最小に抑えるため、受信から活動終了まで一元的に管理し、24時間休むことなく機能しており、私たちの安全な暮らしを支えられています。



**お願い「救急車の適正利用」と「住宅用火災警報器の設置」にご協力を**  
 詳しくは 石橋地区消防組合消防本部 総務課まで ☎53-0509



つながッテルな  
**条例12条**

**(市民の権利)**  
 第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。(一部抜粋)  
 (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。  
 (2) よりよい行政サービスを享受することができること。